

令和6年度（2024年度）の外食業特定技能測定試験の実施について（更新）

令和6年10月
農 林 水 産 省

令和6年度の外食業特定技能測定試験については、以下の方針を基本とし、令和6年度の試験実施機関との調整により具体的なスケジュールや試験規模を決定し、実施する。

ただし、政府全体の方針変更や国外試験における相手国政府との調整状況を踏まえ、見直すことがあり得る。

1. 国内試験

（1）1号技能測定試験

受験者の利便性も考慮しつつ、特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないように、大都市以外の地方を含めた全国10都市以上で試験を実施する。

令和6年度内に、合計23,000～26,000人程度の定員となるよう、3回程度の試験を実施する。

（2）2号技能測定試験

令和5年度の試験実績を踏まえ、国内複数個所で試験を実施する。

2. 国外試験

（1）1号技能測定試験

令和5年度の試験実施国（カンボジア、フィリピン、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、スリランカ）での試験を引き続き実施する。また、この7か国に加え、MOC既署名国を基本に関連業界団体のニーズを踏まえつつ、試験実施環境が整った国での試験を検討する。

令和6年度内に、合計25,000～30,000人程度の定員となるよう、コンピュータ・ベースド・テスト（CBT）方式で試験を実施する。

令和6年12月10日からベトナムでの試験を開始する。試験の日程・申込方法等の詳細は、準備が整い次第、試験実施機関（一般社団法人外国人食品産業技能評価機構）のホームページで公開する。

（2）2号技能測定試験

実施しない。

以 上